HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	七月王政期のパリの紳士服仕立産業 : 労使関係および生産構造・労働条件の変容を中心に
Author(s)	赤司, 道和
Citation	北海道大學文學部紀要, 41(3), 61-90
Issue Date	1993-02-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33608
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(3)_PL61-90.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 41-3 (1993)

七月王政期のパリの紳士服仕立産業

——労使関係および生産構造・労働条件の変容を中心に——

赤　司　道　和

はじめに

フランス七月王政期の労働者のストライキ運動をまとめたJ.-P. アゲ Aguetによると，この時期のストライキの主要な担い手は手工業労働者であった。彼が分析対象とした主なストライキ382件の①産業部門別②職種別③地域別分布は以下の通りである。

①手工業部門＝162（件），建築産業＝122，繊維工業＝82，鉱業および重工業＝16

②紳士服仕立工＝30，大工＝24，石工＝17，鉱山労働者および製靴工＝15，家具製造工＝13，石切り工＝10など

③パリ＝119，リヨン＝24，マルセイユ＝9　など(1)

つまり19世紀の前半のいわゆる産業革命期において，フランスの労働運動の主要な担い手は新しい機械制工業の工場労働者ではなく，旧来からの手工業労働者であった。

一方 W. H. スューエル Sewell は，19世紀産業革命期の都市の手工業と手工業労働者について次のような指摘をおこなっている。機械制工業の発展による「手工業者の没落」という公式は繊維工業の一部の職種などに限られた現象であり，工業化は一般に都市手工業の発展と手工業労働者の増加をもたらした，と(2)。パリはその典型的な都市である。パリ市の人口は，1801年は547,756人，1851年は1,053,261人と半世紀間でほぼ2倍に増加したが，人口

増加はおもに地方と外国からの労働者の流入によるものである(3)。パリ市商工会議が1848年に実施したパリの工業調査（以下では，1848年の「工業調査」とする）によると，この百万都市パリで製造業に従事する労働者数は，同年には342,530人であり，職種としては，手工業に基づく日常消費財と奢侈品生産が生産高・労働人口において圧倒的である。このなかで生産高上位6部門のうちの衣類・食品・家具・貴金属宝石・パリ物産では，小仕事場・家内労働による生産が支配的であり，下位7部門のうち金属・馬車・印刷・皮革産業などでは，大仕事場が優位であり，一部に機械制工場が見られる。建築産業は生産高3位に位置し，一方，機械生産に基づく繊維産業はパリでは衰退傾向にある(4)。ちなみにフランスは植民地が狭隘なために，機械生産による大衆綿布のための広大な海外市場を持たず，パリ産出の奢侈品と日常消費財の中の高級品が，リヨンの絹織物とともに重要な輸出産業となっている(5)。

パリの紳士服仕立産業は，伝統的な小規模手工業生産の特徴を典型的にあらわす職種の一つであり，また労働者数も2万を超え，一職種としては多い。この仕立工が，大規模な建築現場で働く大工・石工とともに，七月王政期のストライキ運動の中心にいる。1833年には10月初旬から11月末まで，1840年には春と夏に長期間の大規模なストライキが発生し，労使間の鋭い対立関係が顕在化した。次に，1840年代になると既製服生産の急激な発展によって旧来の注文服生産は深刻な危機に直面し，労働条件は極度なまでに悪化する。本稿では七月王政期のパリの仕立工の運動を分析する前提として，以下の諸点を明らかにしたい。まず第一に，七月王政前半期の注文服生産における労使間の対立の構造と，既製服生産の発展以降の労使関係の変容である。そのさい生産構造の変化の概要と，この変化に注文服業者がいかに対応したかという点にも触れたい。

19世紀前半のパリの仕立産業の生産構造に関しては，C. H. ジョンソンJohnsonがこれを概括したうえで熟練工としての仕立工の窮乏化を指摘し，この「プロレタリア化したアルティザン」が1830～40年代の運動のミリタンであるとしたが，彼の論考には労働条件の具体的分析が欠けている(6)。第二点として，注文服生産と既製服生産における生産構造をさらに詳細に検討し

た上で，第三に，七月革命以降の労働条件と生活条件の変容を具体的に分析する。そのさい手工業労働者の存立基盤である技能修得の実態が生産構造の変化によっていかなる影響を受けたかという点についても言及したい(7)。

I　紳士服仕立産業における労使関係と生産構造の変化

1　労使関係と経営者間の関係

最初に労使の関係を検討するさいの留意すべき点に触れておきたい。すでに指摘したように，19世紀前半のパリの工業では一般に小規模な仕事場での手工業生産が支配的であり，仕立産業においても雇用労働者２人以上の経営者の平均雇用規模（家内労働者も含め）は1848年には，6.3人である(1)。しかしこの数値を基準に，仕立産業は「小手工業」であると一般化し，これを労使関係の検討の基礎におくのは危険である。つまりサン=キュロットの時代のように，小規模手工業における「親方」と「職人」の社会的存在とその意識の近似性を労使関係の基調にはおけないということである。これは以下の理由による。

1833年の賃金引き上げをめぐるストライキのさい，パリの有力な仕立業者は運動の指導者の告訴のための委員会を結成した。一方，労働者の要求に同意した小経営者は，この委員会の行動に抗議して独自の委員会を組織し，労働者の釈放を求める請願書を警視庁に提出した。前者の委員会の結成には100～150名が出席し，後者の請願書には400名以上の仕立業者が署名した。以下は，この請願を提出したさいの仕立業者と警察官との対話である(2)。

警察官－「何を血迷っているのだ。奴らは共和主義者，扇動者，反乱者だ。きみはその共犯者になるではないか！」

仕立業者－「あなたは労働者の意図を取り違えている。もしわれわれに労働者がいなかったら，われわれは破滅してしまうだろう。最も裕福な企業家にはあまり問題はないが，われわれは税金も家賃も経費も払えないのだ。」

ここでいう「最も裕福な企業家」とは，「業界の貴族階級 aristocratie du métier」と呼ばれた超一流店を頂点とする「一流店」の経営者を意味する。この大規模な仕立業者は，後にも触れるように生産には直接関わらない純然たる経営者であり，一方小規模な仕立業者は，一般には旧来通り自らも労働者と共に働く直接生産者である。「もしわれわれに労働者がいなかったら，われわれは破滅してしまうだろう」という意識は，小手工業者と労働者の関係のいち側面を端的に示している。この小経営者はストライキのさい，労働者の要求に理解を表明すると共に，大経営者集団との利害の相違を言動で示したのである。

景気変動の影響を深刻に蒙る消費財生産部門では，小経営者の浮沈は著しい。仕立産業もその例にもれない。『仕立業者読本』を著した同業者 A. カンヌヴァ Canneva は，仕立業経営者のおかれる状況について，次のように述べている（1839年）。

> 「仕立業者ほど悲惨な状況にいるものはない。この20年間の状況には愕然とする。100人の仕立業者のうち，20人はある程度長い間奮闘したが結局商売を放棄した。30人は貧相で陰気な管理人の地位で終わった。40人は全く発展がなく働き続けた。9人は小規模なままに正直に働き安定している。財をなしたのは1人だけである」(3)

仕立業経営者は単一の社会集団を形成してはいないのである。ストライキのさいの小経営者の言動は，「財をなした」大経営者と自らの立場の相違，つまり経営規模（経済力）と共に労働者との関係の相違の認識に基づくものであった。仕立工にとっても経営者集団は一様ではない。一流店で働くことは彼らの誇りであろうが，一方では労働条件を考えるときに彼らの意識のなかでまず第一に問題となるのは，この「財をなした」大経営者である。1833年のストライキのさいには，まずここがターゲットとなった(4)。

2　1830年前後の生産構造の変化

1833年の秋と1840年の春のストライキは賃金引き上げを要求したもので

あったが，その背景としては，1830年以降の労働条件の悪化があげられる。労働条件については後に詳細に検討する。ここではその要点と悪化の原因となった生産構造の変化について概略したい。

ナポレオン帝政期は服飾産業にとって黄金時代であった。1832年7月1日付けの『仕立業者新聞』は，「帝政期にはモードの変化が常にめまぐるしく，これが産業にとって最も強力な歯車であった」[5]と，フランスの栄光の時代を懐かしむが，この繁栄期にパリの仕立業界では経営者数が急増し，地方ならびに外国から大量の労働者が流入した[6]。しかし1830年の七月革命を契機に，首都の仕立産業は長期的低迷の第一の転換期をむかえた。1827年以来継続する不況の中で，革命後には宮廷服が廃止され議員の礼服が簡素化されたことによって，大きな市場が失われたのである。この結果，服飾産業全体が「麻痺状態に陥った」と『仕立業者新聞』には記されている[7]。ナポレオン期には年間を通じて注文が溢れ，労働者に一週間仕事が無いことはまれであったとされる[8]が，七月王政期になると夏と冬には注文が大きく落ち込むようになった。1833年に *Populaire* 紙上に掲載された「仕立工の年間生計費」によると，年間の6ヶ月は週に3日しか仕事につけないとしている[9]。つまり閑職期 morte-saison が長期化したのである。「仕立屋の倒産はきわめて多い。*Gazette des Tribunaux* 紙の4頁目をみよ。15件の倒産のうち少なくも2～3件は仕立屋である。」[10]という証言にみられるように，長期間の閑職期は特に中小の経営者にとって死活問題となった。以上のように，1830年以降には周期的な恐慌にくわえて季節的な変動の激しさによって仕立産業の中小の経営は恒常的な経営困難に直面し，経営者間の経済力格差が拡大・固定化したのである。

市場の縮小は労働力過剰をまねく。労働者にとってはこれは賃金水準と雇用条件の悪化を意味する。仕立産業では1830年と31年の2回にわたって賃金の引き下げが行われた。この時期は不況期であり，彼らはこの「賃金引き下げに甘んじなければならなかった」[11]のである。雇用条件の悪化は二つの側面から検討しなければならない。第一にあげられるのは年間労働日の減少である。すでにみたように，一年の6ヶ月は週に3日しか仕事がないとされた。

この労働日の減少が労働者の実収入――詳細は後述――の低下の一因となった。第二に指摘できるのは家内労働の形成である。1820年代までは仕立工は全員が仕事場で働いていたと報告されているが，七月王政期に入ると過剰な労働力は仕事場から追われ，家内労働者が増大したのである(12)。家内労働は経営者にとっては景気調整の安全弁の役割を果たし，閑職期には家内労働者の仕事は激減する。

3　既製服生産の発展と労使関係の変容

七月革命以降パリの仕立産業においては，「財をなした」大経営者と労働条件の悪化に直面した仕立工との間に鋭い対立関係が形成された。しかし以上のような対抗軸は，1840年代に入り根本的に変化する。それは大規模な既製服生産の急激な発展によるものであった。注文服製造業者の証言は以下のようなものでる。

> 「毎日のようにパリに開かれる大店舗は，首都の産業に顕著な変化をもたらした。これは本来異質の業種の上に投機的に拡大していく。最初は貴方達の一階（の店）を手にいれ，次に中庭，二階，三階，四階と進み，最後には屋根に看板を掲げる。これらの店舗はまさに宮殿である。たとえば，サン・ジョセフ，ヴィル・ド・パリ，ショッセ・ダンタン，カットル・カルティエなどを見よ。」(13)

引用文中の「これは本来異質の業種の上に投機的に拡大していく」という表現は，次の2点を意味する。第一に，既製服製造業者には注文服仕立業者からの転身者は存在しないという点である。大規模な既製服生産の発展を実現したのはおもに，毛織物製造業者・卸売商人の直接あるいは間接の資本投下によるものであり，これに他の服飾産業の大経営者が加えられる(14)。従来の注文服製造業者とは「異質の」経営者の侵入である。第二に，「投機的に拡大する」とは，大資本を基盤にした出来合の製品の安価・大量販売を意味する。彼らはまた，現金定価販売という新規の販売方式を取り入れるとともに，新聞紙上で活発な宣伝活動を展開した(15)。

フランスにおける既製服生産は1820年代に始まり，当初は労働者・店員などいわば民衆層がその顧客の中心であった(16)。旧来，民衆層の晴れ着は貴族・ブルジュワ層の古着であったが，「今日では（1833年）フロックコートや礼服を持っていない労働者はほとんどいない。値段が彼らの懐にちょうどいいから買うのである」(17)。この限りでは注文服生産との競合は問題とならない。従来からの仕立業は注文服という高級品の生産に携わり，その市場は貴族・ブルジュワ層だからである。しかし1842年以降状況は一変する。毛織物産業の資本家が，有能な裁断工を雇用し高級布地をもとにブルジュワ向け生産を始め，これが成功をおさめたのである。これ以後，上記引用文にみられるようにパリでは新しい店舗の建設ラッシュがはじまり，1846年に頂点に達する(18)。

> 「この新たなキュクロプスの侵入によって，注文服製造業者の大部分は仕事場と店舗を手放さなければならなくなり，その結果，労働者を解雇せざるをえなかった。もっとも有名な店だけが，買い占め人のペテンに惑わされない小数の顧客に支えられて倒れないでいる。いまや雇用主も労働者も，その敵に仕事を乞わざるをえない。」(19)

大衆品のみならず高級品まで安価な大量生産を展開する既製服生産の発展によって，注文服業者はその本来の顧客層を蚕食された。ここに注文服生産の全般的低迷は構造化し，以後注文服業者は仕事場の規模の縮小から，仕事場の個数そのものの大幅な減少に直面する。この結果，1848年には営業許可証保持者のうち仕事場を所有する者は10分の1にすぎなくなった(20)。

1840年代後半にいたり，注文服仕立産業における労使関係は根本的に変化した。伝統的な産業を危機に陥れる「新たなキュクロプスの侵入」に対し，労使は共同歩調の路線に転換したのである。1848年の二月革命の直後から労使の合同委員会が頻繁に開催され，3月13日にはパリ仕立業総会が開催され，労使4～5,000人が出席した。これらの委員会や総会においては，労使の共通利害の確認と既製服生産に対する労使の共同行動が訴えかけられる一方で，

合同委員会は仕立業界再建案の作成に取りかかった(21)。

4　伝統的手工業者の職業倫理

七月王政期のパリの紳士服仕立産業は，二度にわたる市場の縮小によって長期的低迷期に突入した。この危機に注文服仕立業者はいかに対処したのであろうか。この点に関してまず，仕立業者であり『仕立業者新聞』の編集者でもある Guilluame Camping カンパンを中心に若干の検討を加えたい。

1797年にパリに生まれたカンパンは，1820年代にはフォンテンブローで仕立業を開業していたが，復古王政末期に技能教育講座を受講するためにパリに移った。それまでの裁断は個々の職人の経験と勘だけをたよりにするものであり，裁断の方法には明確な技術的基準が欠如していると痛感したのである。彼は幾何学知識に基づくイギリスの裁断技術を基礎に独自の裁断方法を考案し，1830年にはこれまでも再三引用した『仕立業新聞』の出版を開始する。この業界紙は同業者から「裁断技術に真の革命をもたらした」と最大限の評価を受けた(22)。

高級品生産は熟練労働によって支えられる。質の良い商品の生産には質の良い労働力が不可欠である。しかし十分な技能を修得した労働者は少ないという認識のもとに，カンパンは1830年代初期から労働者向けの裁断技術の技能教育講座を自ら開設した(23)。この講座はパリの仕立工の技能の向上に大きく貢献したとして，仕立業者の企業家組合（パリ仕立業者博愛協会）は，1841年に金メダルをカンパンに贈った(24)。

宮廷服の廃止と議員の礼服の簡素化のさい，カンパンは「優美 élégance これが過去のフランス産業の繁栄の基礎の一要因であった」(25)という表現で，市場縮小の危機感を表明した。技術革新の努力と伝統への固執，これが高級品生産に携わる手工業者カンパンの職業倫理の基礎をなす。「フランスには奢侈 luxe が必要である。これしか産業を活発にするものはない」(26)という主張は，奢侈品生産を存立基盤とするパリの手工業者の共通の心情を訴えたものともいえるだろう。

19世紀前半のパリのブルジュワジーに関して大著を著した A. ドマール Daumard はこの時期の首都の伝統的手工業者と近代的大経営者について次の

ように指摘している。

「手工業者には決して技術革新の精神や店舗・仕事場を開設しようという野心がないわけではない。しかし彼らは客をただじっと待っているだけである。因習と伝統のなかに成功を求めている。卸売商人や工業家は行動的である。彼らは顧客を引き付け，事業をパリや地方や外国に拡大し，企業活動や流通・生産過程を近代化しようとする。」(27)

仕立業の危機の第一局面であった1830年代のカンパンの行動原理は，ドマールの指摘する通りであるといえる。「ただじっと待っている」のではないが，「伝統の中に成功を求める」のが基本姿勢である。それ故，経営の「合理化」あるいは「近代化」ではなく，技能水準の向上こそが伝統的産業の繁栄の基礎をなすとする。1840年代の危機の第二局面に対する注文服仕立業者の言動についても，基本的に同様の点が認められる。危機の元凶である既製服生産に対する批判は，まずその製品の「質」，および生産者としての倫理観に向けられた。以下は二月革命期にいち注文服仕立業者が著した小冊子，および先の労使合同委員会による国民議会への報告書の一節である。

「粗悪品 pactille の製造者達のほとんどは裁断技術に無知であり，自らは金銭以外のことを評価することが出来ない。なぜなら金銭欲が彼らの下劣でさもしい精神の本質だからである。」(28)

「ヨーロッパ市場でのここ数年来のフランス製品にたいする評判の低下は，労働者にたいしてその労働に見合った賃金を支払おうとしない投機家に責任がある。低い賃金のため，労働者は外見のみがすばらしい粗悪品をつくらざるをえないのである。」(29)

投機的大資本が低賃金に基づき粗悪品を大量生産することによって仕立業者と労働者を破滅に追い込んでいる，これが注文服仕立業者の既製服生産批判の骨子であり，この点に関する現状認識は労働者と一致する。労使合同委

員会は国民議会に提出した請願書の中で，「投機的資本家 spéculateur capitaliste」の生産の独占のため破滅の危機にある「生産者 producteur」を保護せよと訴えている(30)。ここで「生産者」とは maître-tailleur 仕立業者と彼らのもとの ouvrier 労働者の全体を意味する。二月革命直後から仕立業者は仕立業再建を目指し，積極的に労働者にたいして共同行動を提起し(31)，この結果形成された労使合同委員会は仕立産業を保護する法の私案を国民議会に提出した。この私案は6条からなり，第1条に仕立産業再建の基本的要点が挙げられている。まず冒頭で「多くの手工業者は，その財産として身につけた職業しかもっていない」としたうえで，若年労働者の技能教育期間を徒弟修業も含めて8年とし，この所定の修業を積んだものにはこれを「財産」として社会的に認めなければならないと提起している(32)。後に詳しく触れるように，若年労働者の技能教育はフランス革命後には制度上の保障を失い，無規律状態にあった。若年労働者の技能教育制度を再建拡充し，労働者の熟練度を高めることによって良質の製品の生産を保証すること，これが「投機的資本家」の廉価品の大量販売に対抗しうる唯一の手段と考えられたのである。

以上が，七月王政期のパリの紳士服仕立産業における生産構造の変化とこれに基づく労使関係の変容，および生産構造の変化に直面した伝統的手工業者の対応の概要である。以下では，注文服生産と既製服生産それぞれの生産構造と労働形態，および労働条件と賃金問題について具体的な分析を加えたい。

Ⅱ　生産構造と労働形態

1　注文服生産

(1)　「経営者 maître」の類型と労働力人口

まず1848年の「工業調査」に基づき，注文服仕立業の「経営者 maître」の類型を経営規模を基準に整理したい。ちなみに「工業調査」では営業許可証の保持者をその経営規模にかかわらず――雇用労働者が1人，あるいは零でも――maître としている。この調査によると注文服生産における営業許

可証保持者3,012人のうち，雇用労働者が11人以上（家内労働者も含む）の者は202人，10～2人は1,205人，1人または零が1,605人である≪表1≫。また下請け業者など原料（布地）を自ら調達できず加工賃を受け取る仕立屋（tailleur à façon）は1,596人である。また仕事場を所有する者はすでに触れたように全体の10分の1（約300人）である。一方，パリ仕立業者の組合独自の報告（1848年10月）では，布地の在庫をもつ「第一等級」は224人，布地を調達出来るが在庫を保持しない「第二等級」は583人，加工賃を受け取る者は1,156人としている。ここには年商5,000フラン以下の零細業者は含まれない。彼らの多くは修繕業や管理人兼業である(1)。また同時代人A. コシュCochutは，「実際に重要な店」の経営者は約200人，一時的に数名を雇用する者は800人としている(2)。

以上の数値から1848年のパリの注文服仕立業の経営者を経営規模を基準に整理すると以下のようになる。①仕事場と原料の在庫を保持し，雇用労働者が11人以上の中堅・大経営者は約200名②独立生産者ではあるが，原料の在庫がなく，大多数は仕事場も所有せず雇用労働者が10人以下の小経営者は数百から1,000名ほど（この数値は景気動向により大きく変動する）③残りが下請けあるいは修繕，管理人兼業などの零細業者である。この部分は労使関係という次元では，経営者の意識からも労働者の意識からも除外される。

《表1》 紳士服仕立業 労働者数・経営者数・労働者雇用規模

	労働者数	経営者数	11人以上	10～2人	1人	0人
注文服製造	9,765	3,012	202	1,205	735	870
既製服製造	7,440	233	121	90	22	0
apiéceurs	4,560	3,393	24	523	2,140	706

(*Statisitque de l' industrie à Paris pour les années 1847–1848*, Ⅱ, pp. 286 et 289より)

「業界の貴族」と呼ばれた超一流店の雇用規模については，数例を明かに出来る。1833年のストライキのさいの大経営者委員会の議長であるSchwartzはこのとき仕事場に20人と街の家内労働者（人員不明）を雇用している。ま

た Blain の仕事場では1833年には16～18人，1840年には56～60人が働いていた(3)。また，Chevreillle と Barde と呼ばれる業者の仕事場には，1839年に少なくともそれぞれ35名と46名が雇用されていた(4)。1833年のストライキはまずこの「業界の貴族」の大仕事場から始まり，小経営者は労働者のこの行動に共感を示したのである。

パリの仕立工の人口は製靴工とともにいち職能としては多い。1833年12月には約20,000人，1841年には約30,000人，1848年には約22,000人であり，女性労働者の比率は，1848年には48％（約10,800人）である(5)。

仕立業には地方および外国出身者が多数存在する。1848年には外国人労働者は推定で全体の５分の２を占め，また閑職期には故郷に戻る地方からの出稼ぎは，この年には男子の10分の１であった(6)。

(2) 労働形態

パリのほとんどの手工業部門と同様に仕立業においても工程間分業が進展し，労働者の作業はそのなかの一工程に専業化している。基本的な工程（労働者にとっての職能）は，裁断 —— 仮縫い —— 縫製の３種である。大規模な仕事場では，裁断と縫製は，ⓐ礼服・コート類 grandes pièces とⓑズボン・チョッキ類 petites pièces との品目別専業化がみられ，また装飾品の縫製も独立の工程となる。裁断は最も熟練した者が担当する。裁断に高度な技能と知識が必要とされるだけでなく，どのような型の服にするかも雇用主ではなく，裁断工が決めるからである。仮縫い工は直接顧客のもとに出向き寸法直し essayage を担当する。これも縫製工以上の技能を必要とする。以上の各工程を統括するのが職工長である。彼はまた，仕上がった製品と引き換えに賃金を受け取り，労働者に分配する(7)。≪図１≫は，大規模な注文服生産の構造を示したものである。

時間賃金と出来高払い賃金の人員別割合は，男子は41：59，女子は24：76であり，仕事場労働者と家内労働者の割合は，男子は54：46，女子は44：56である≪表２・３≫。

《図1》 注文服生産の構造（大経営）

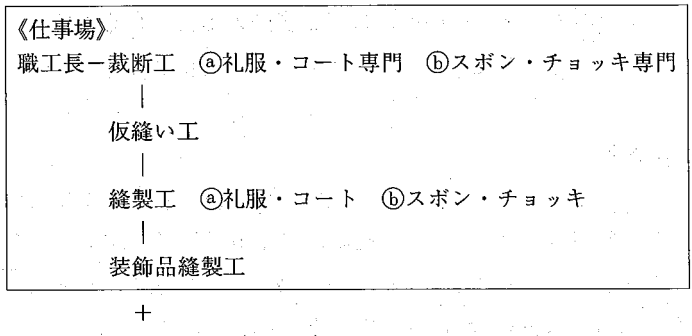

《表2》 賃金形態と平均賃金

	注文服(*)		既製服(**)	
	男	女	男	女
時間給	2,756	563	248	112
出来高払い	3,898	1,813	2,604	4,318
平均賃金	3.86 fr.	2.04 fr.	—	—

＊男29女557は雇用主の肉親、賃金査定不能、除外。＊＊同6名。
(*Statisitque de l'industrie à Paris*, II, pp. 294, 95, 98 et 99 より)

《表3》 労働の場

	仕事場			自宅	
	男	女	若年者*	男	女
注文服	3,841	1,307	66	2,911	1,640
既製服	543	705	8	2,439	3,745

＊12才以下は1名、徒弟は63＋7名。
(*Statisitque* de l'industrie à Paris, II, pp. 293 et 297 より作成)

高度熟練工である裁断工の賃金は一般に時間給で，その多くは年間を通じ仕事場に雇用される。「工業調査」では裁断工の賃金形態に関して84例の具体的事例の報告があるが，時間給は82例，うち年給は41例である。仮縫い工

も一般に時間給の仕事場労働者である。仕立工の大多数を占める縫製工は出来高払いが一般的であり，その雇用は景気変動の影響を直接受ける(8)。1830年以降仕事場から追われたのが彼らであり，家内労働者はすべて縫製工である。

2　既製服生産

1848年の「工業調査」によると，既製服製造業者233人のうち雇用労働者11人以上の経営者121人の平均雇用規模は，雇用労働者が10～2人の平均値を5人とすると，約58人となる≪表1≫。彼らはこの他に，自らも労働者を雇用するapiéceur à chevalと呼ばれる下請け労働者を雇用している。

大店舗を所有する既製服製造業者の労働力雇用規模はやはり大規模である。1848年には，最大のもので約1,000人の労働者を雇用する店舗が存在すると報告されている(9)。しかし彼らの大店舗に付設される仕事場での雇用労働者は裁断工を中心として少数であり，生産の主要部分は家内労働に委託されている≪表3≫。この家内労働者には，労働力過剰によって注文服から溢れた成年労働者とともに，老齢によって雇用されなくなった高齢者（45～50才以降）が含まれる(10)。既製服業者はこの他に上記のapiéceur à cheval下請け労働者を雇用している。彼らはおもにパリに出てきた若い労働者を雇用する。このいわば未熟練工は1840年代以降には注文服生産には雇用されないのである(11)。以上のように，既製服生産は若年・成年・老年のすべての層にわたる過剰労働力を基盤とし，彼らの賃金は後に見るように極端に低い。≪図2≫は，大規模な既製服生産の構造を示したものである。

《図2》　既製服生産の構造

大店舗　－　小仕事場（裁断工・縫製工など若干名）

＋

家内労働者（常雇いと注文服の閑職期のみ働く者）

＋

下請け　－　下請けのもとの労働者

Ⅲ　労働条件・生活条件と賃金問題

1　注文服生産における労働条件と生活条件

賃金に関しては二つの側面からの検討が必要である。第1は平均賃金であり，当時これは「日給」として算出される。第2は年間の実収入である。1848年の「工業調査」では，注文服生産における男子の平均賃金は3.86フランとなっている≪表2≫。パリ全体の平均賃金（3.80フラン）とほぼ同額である(1)。時間賃金は労働者の技能に応じて概ね以下の3等級に分類される。第1等級の高度熟練工は5フラン，第2等級の平均的熟練工は4フラン，第3等級のいわば半熟練工は3フラン。徒弟修業を終えたばかりの若年労働者はさらに低い賃金となる(2)。紳士服の主要な4品目に関する出来高払い賃金は≪表4≫の通りである。高度熟練工は一週間に礼服・コート類を2着仕上げるが，一般的には1から1.5着である(3)。

《表4》　出来高払いの加工賃

	注文服	既製服
礼　　服	20～25 fr.	5～16 fr.
コ　ー　ト	18～24	6～15
ズ　ボ　ン	3.50～7	1.25～3.50
チョッキ	3～6.50	1.25～2.50

(*Statisitque de l'industrie à Paris*, II, pp. 299 より)

ここで問題は，以上に示した賃金を仕立工は年間を通して獲得しているのではないという点にある。奢侈品と日常消費財生産に依拠するパリの手工業は，季節的変動の影響を強く受け，特に衣類産業ではこの傾向が強いからである。すでに指摘したように，1833年の「仕立工の年間生計費」では，一年の6ヶ月は週3日しか仕事が無いとされていた。この雇用条件は1840年代には既製服生産の発展によって極度にまで悪化している。「工業調査」では，夏と冬の閑職期（年間の5分の2）には，9,000人以上の仕立工にほとんど

仕事が無く，一時的に雇用される者は約5,000人であり，一年中仕事場に雇用される者は238人にすぎないとしている(4)。

それでは実際の収入はどの程度のものであったのか。先のA.コシュによると，1850年頃の仕立工の収入は一年のうち6ヶ月は一日4～4.5フラン，他の6ヶ月は不定期に0.50～0.70フランで，年収は800～900フランほどであるとされている(5)。これにたいして「仕立工の年間生計費」では，最低必要経費は1,179フラン（労働用具175フランを含む）だが，賃金の引き上げが認められたとしても（これは1833年のストライキの際に出版された），年収は1,111フランにしかならないという≪表5≫。これらの数値を他の職種と比較してみる。1845年の大工のストライキの際の要望書は，年収は850フランほどだが，あとどうしても250フラン必要であると訴えた(6)。また1847年に出版された印刷工の小冊子では，年収は980フラン，最低必要生活経費は1,028フランであるが，このほかに新聞・書籍・タバコ・コーヒー代が必要であるとしている≪表6≫。これらの経費には医療費などの臨時の出費は含まれない。仕立工・大工・印刷工とも年間の生活費は最低限1,000フラン強必要だが，実際の収入はこれを下回るというのが彼らの主張の共通点である。

《表5》 仕立て工の年間必要生活経費（1833年）

食　費＝600 fr.	被服費＝217fr.（フロック・コート＝60f,ズボン3着＝40など）
住宅費＝120	散髪代＝ 18
入　浴＝ 9（12回）	労働用具（針・糸など）＝175
洗濯代＝ 40	

計　1,179 fr.

(*Septième publication du Populaire. Moyen d'améliorer l' état déplorable des ouvriers*,1833. より)

《表6》 独身労働者の年間最低必要生活費試算（1847年、印刷工）

食費一日1.5f＝547f	洗濯他　＝ 50	＊年間実働日と年収
住宅費　＝120	入浴・散髪＝ 24	1日3.5f×280日＝980fr.
被服費　＝136	娯楽　＝118	
光熱費・水　＝ 25	通信費他　＝ 8	

計　＝1,028 fr.

(J. Burgy, *Présent et Avenir des Ouriers*, 1847. [B. N. Lb^{51} 4349]より)

以上は独身者に関する数値である。1833年の仕立工のストライキの際に，運動の指導者のひとりであるグリニョン Grignon は次のように訴えた。

「賃金は独身者にすら不十分であり，これで家族を養うことはできないのである。不慮の出費や仕事を中断しなければならない事故が少しでもあると，我々の存在は脅かされる。」(7)

以下では賃金以外の労働条件について検討をくわえたい。
仕立工の労働時間は多様であり不規則である。時間給の労働者の場合は仕事場により異なり，一流店では短く12～13時間（食事時間１時間含む）である(8)。仕立工にとっての労働時間の問題は，むしろ生産活動の不規則性にある。注文生産であるため「仕事が無い状態が何日か続いた後に緊急の注文がくると，仕立工は一日15～18時間働く」(9)。閑職期には仕事そのものが極度に少なく，労働時間は問題にならない。この冬と夏の失業の時期が終わり季節のモードが決定すると，仕事場には注文が殺到する。このとき仕立工は「閑職期の間にたまった〈つけ〉を払うために，あるいは雇用主の要求に応えるために，昼夜を通して働き続けなければならない」(10)のである。極めて不規則な労働に従事する仕立工の仕事場の環境はいかなるものであろうか。彼らの労働は彼らの肉体にいかなる影響を与えたのであろうか。以下の引用は仕立業経営者と他の職種の労働者の証言である。

「仕立工の仕事場は一般に人数の割には小さい。20ほどの仕事場を見て回ったが，仕立工たちはそれぞれ２尺（pieds）四方足らずのところで働いている。彼らは地面から少しうえに置かれた板に座っている。このうえを歩かなければならない。そこは泥と埃と布屑とがいっぱいである。」(11)

「仕事場に入ると，20人ほどの男が非常に狭い仕事台の上で足を組み，前かがみになってひしめき合っている。彼らはほとんどが青白い顔色をしてひどく痩せている。彼らが機械のような正確さで針を動かしている

のを見ると，ひどい悲しみに襲われる。というのは，この仕事が原因の恐ろしい病気のことを思い浮べるからである。」(12)

仕立工は長時間身体を二つに折って胡坐をかいて（en tailleur）座っている。彼らには足に特徴があるといわれる。細い足の膝と足首には，うっ血による膨れが目立つ。また，仕事場には羊毛の布地からでる埃と，鏝による熱と水蒸気が充満している。このため肺結核が多い(13)。

仕立工は45～50歳になると注文服では雇われない。鏝を使い礼服・コート類に型をつけるにはかなりの力が必要であるが，この年代以降は労働者としては肉体的に老いすぎていると雇用主が考えるからである(14)。彼らは既製服の下で第3等級に分類され，その賃金は極度に低い(15)。

2　熟練工にとっての賃金問題と技能教育問題

賃金問題をめぐりストライキが展開されるとき，労働者が賃金引き上げ要求の根拠としてあげるのは言うまでもなく労働条件・生活条件の劣悪さである。そのさいパリの仕立工は，最低限の生活必要経費を算出した上でこれを実際の収入と照らし合わせ，自らの主張の正当性を強調した。しかし彼らにとって賃金問題は，この物質的生存条件のみには帰結できない。以下の引用は，1833年のストライキの際の仕立工の発言である。

「われわれの豊かなブルジュワたちは，労働者がいなければ何もなしえないということを，彼らの財産はわれわれ個々人の仕事 industrie によるものであるということを理解していない。」(16)

「われわれの労働の成果にふさわしくないものは誇りをもってすべて拒否しよう。われわれの要求する賃金は，われわれの労働の成果に基づく権利である。」(17)

彼らは手工業の熟練工である。生産性の向上，あるいは売上の増大は労働者の腕＝熟練度に大きく依存している。上記のような主張は，労働者自身がこの点をはっきりと認識しているがためになされるものであり，彼らはこれ

を賃金引き上げの根拠として強く主張した。この仕立工の労働観とストライキ運動の関連については，別の機会に運動主体の意識分析の一環として詳しく触れることにする(18)。ここでは，熟練工の存立基盤である技能とその修得について，七月王政期の仕立産業ではいかなる状況にあったかという点についてその実態を明らかにしたい。

以下は1832年１月１日付の『仕立業者新聞』に掲載された一流店の求人広告である。

「読み書き算術ができ，徒弟修業を終えた若者を望む。この店では服仕立てに関する完璧な技術を修得する。つまり裁断技術，仮縫い，布地売買の知識などである……１ヶ月につき75フランで寝食も提供する。技能の向上に応じ俸給を出す。」

同紙はまた，仕立工に要求される技能・知識として以下をあげている。様々な型の服に関する裁断・縫製技術，布地の価格・質に関する知識，モードの変化に関する知識など，読み書き算術は前提とする(19)。

徒弟修業は12歳以後始まり，数年間必要である。しかし十分な徒弟修業を受けても上の求人広告にも見られるように，一人前の労働者とはみなされない。平均的熟練工には技能・知識ともおよばず，さらに修業が必要である。1848年の労使合同委員会が若年労働者の技能教育の年限を徒弟修業も含めて「８年」とした根拠はここにある。

ところで徒弟制度はフランス革命期にギルドとともに消滅したが，伝統的手工業には若年層の技能教育は不可欠であり，徒弟修業自体は存続する。しかし制度の廃止によって，徒弟修業は全く無規律のまま放置されていたのである。1848年には270名の徒弟が存在するが，そのうち文書をもって契約している者は17名のみである。さらに問題は，契約内容を雇用主に強制する法的根拠が無いために，徒弟には技能修得の保証がなく，単なる下働きになってしまう可能性が大きい。「親方」のもとでの「徒弟」修業は十分には機能していないのが実情であった(20)。それでは，若年労働者はいかにして技能

を身につけるのであろうか。

さきのカンパンは，仕立業の技能修得のためには仕事場での作業が最も重要で，集団のなかで労働者の技能は向上すると指摘している(21)。つまり，若い仕立工は成年熟練労働者の集団の中で働きながら学び始めるのである。これは仕立業に限られたものではない。たとえば印刷工J.-B. クタンは若年労働者の技能教育について，雇用主の許可と同僚の労働者の同意のもとに労働者自身が「徒弟」を教育すれば十分だとした(22)が，この主張は仕事場における若年労働者の技能修得の実態を反映したものであった。

集団の中での技能修得は，場所を移動しつつも行われる。仕立工は「職人組合 compagnonnage」(23)をもたないが，「職人 compagnon」と同様にフランス遍歴 tour de France の旅に出る者がいる。ボルドー・マルセイユ・リヨンなど定められた都市を修業のために渡り歩くのである。ル・プレの『両世界労働者』の調査報告書では，このフランス遍歴は若い仕立工の技能向上の面で充分に評価できるとしている(24)。

この他に労働者が技能を磨く場として重要な役割を果たしたのが夜間講座である。1830年と33年，政府は地方行政機関とキリスト教界に労働者向けの成人講座の開設を要請・勧告した。これ以後，読み書き算術の基礎教育と技能教育を目的とする労働者向けの夜間講座が，地方自治体，カトリック教会，さらには個人（企業家・熟練労働者）によって様々な形で開設され，共和主義者や社会主義者も労働者教育に積極的に関与した。1831年に共和主義者の手によりパリで結成された「人民の教育のための自由協会 Association libre pour l'éducation du peuple」では，1833年下半期に初等教育と技能教育を中心に54講座が開講され，受講労働者数は4,000名にのぼった(25)。彼らは12時間以上の労働を終えた後，夜間にこの講座に出席するのである。

高度な技能は手工業労働者の存立基盤である。雇用主にとっても質のよい労働力は生産性の向上の不可欠な要素である。1848年のパリの仕立産業においては，産業立て直しの要として，若年労働者の技能教育制度の確立が叫ばれた。ところで労働者の技能問題に関して，その水準の低下をまねく要因として最も鋭く批判を受けたのが既製服生産の発展である。最後にこの問題も

含めて，既製服生産における労働条件についてまとめてみたい。

3　既製服生産の発展と熟練工の疲弊

すでに触れたように，1848年の「工業調査」では年間を通して注文服の仕事場に雇用される仕立工は，わずか238名であった。1830年代初期に顕在化した労働力過剰は，その後の閑職期の長期化と仕事場そのものの減少によってさらに深刻な事態となり，労働者間の競争を極度なまでに激化させた。既製服製造業者による安価な商品の大量生産は，なによりもこの労働者間の競争を基盤とするものであり，必然的にこの部門の賃金水準は極めて低い。1848年の時点での既製服の品目別加工賃は≪表４≫に見られる通りであるが，そもそも既製服の加工賃は労働力市場の動向に直接作用され，変動が激しい。このため実収入の算出は難しいが，「工業調査」，あるいは同時代の注文服製造業者や仕立工などの証言を総合すると，既製服生産に従事する仕立工の収入は一日平均１～1.5フランにしかならない(26)。

労働時間については次のような証言がある。

> 「既製服製造に従事する者が食いぶちを稼ぐには，いわば果てしのない労働が必要である。彼らには日曜も祭日もない。」(27)

極度に低額の加工賃のため，彼らは一日に十数時間働かなければならない。さきに触れた労使合同委員会はこの点に関し，「このように低額で非人間的な賃金で働かざるを得ない労働者は，どのようにしたらまっとうに生き，生活の必要に備えることが出来るというのか」と，1848年の国民議会に訴えた(28)。既製服生産は伝統的な手工業の街であるパリにおいて，最も劣悪な労働条件を示す職種の一つである。

以上のように，既製服生産の発展は仕立工の労働条件の極度の悪化をもたらす一方で，若年労働者の技能修得と成年熟練工の技能水準に深刻な影響を与えることとなった。

パリはフランスの輸出を支える奢侈品工業の中心地の一つであり，地方か

らの労働者の流入が著しい。仕立業も既述のように地方出身の労働者が多数存在する職種である。先に触れた既製服生産の下請け労働者 apiéceur à cheval は，おもにパリに修業にきた若い労働者を雇う。しかしこの中間搾取者は決して技能教育を授けず，若年者を単なる補助労働力として扱う（彼らは tartare と呼ばれる）。この「下請け制」は，若い労働者の技能向上の機会を奪い，その結果，彼らの中間搾取者への隷属を固定化するのとして労働者からの鋭い批判の的となった(29)。

既製服生産は若年労働者の技能修得の機会を奪うだけでなく，注文服生産に従事する熟練工の技能の低下の原因ともなった。彼らのほとんどは1年のうち数カ月はこれに従事せざるを得ないからである。以下は1860年代の仕立工の証言である。

> 「（閑職期に既製服生産に従事していた）労働者は，注文服生産の企業家のもとで仕事が再開されると，急いで新しい雇用主を探し回る。しかしここで次のようなことが起こる。愛着のわかない仕事を大量にやらなければならなかった労働者は，仕事場で何かやりにくさを感じる。次の閑職期のも不幸にも既製服づくりの下に行かなければならなくなると，この労働者は少しずつその優れた腕と質の高い労働にたいする愛着を失っていく。こうして注文服と既製服の間を何回も行き来した労働者は，ついには諦めて既製服生産のもとにとどまる。これが何千もの仕立工の歴史である。」(30)

「既製服生産のもとにとどまる」とは，何を意味するのか。ここで最後に仕立工の社会的上昇，つまり経営者としての独立の可能性について触れておきたい。『両世界労働者』の調査によると，1840年前後の仕立業の経営者の多くは労働者出身であったが，1857年には労働者出身の経営者は少数であると報告されている(31)。1840年頃までは，高度熟練工（裁断工）が仕事場を離れ家内労働者となり，妻や子供との協業のもとに徐々に資本を蓄積して独立することが可能であった。独立のために資金が多大なものではないという

だけではなく，裁断工は仕立の技能とともに経営に関する一定の知識をも身につけているからである。≪表1≫にあげたapiéceurにはこのような家族協業の家内仕立工が含まれる。先に触れた1848年の仕立業者の調査報告書においても，かつては妻と子供の協力のもとに独立しえた労働者も，今日ではもはやこれは不可能となったとしている(32)。C. H. ジョンソンは熟練工の窮乏化を強調したうえで，この「プロレタリア化したアルティザン」が1830～40年代の運動のミリタンであるとした。この「アルティザンのプロレタリア化」という指摘自体は的確であると考えるが，「窮乏化」の内実はいかなるものであったのか。仕立工の直面した問題は賃金水準・生活水準の低下のみならず，「アルティザン」の存立基盤である熟練の解体の危機と独立の可能性の事実上の消滅によって賃金労働者として資本への隷属が固定化された点にある。注文服製造業者の表現を借りれば，「既製服製造の大規模な発展のために，労働者はもはや永久に労働者でありつづけるだけであるという展望しかもちえなくなった」(33)のである。

おわりに

19世紀前半のパリの紳士服仕立産業は二度にわたる構造的変化を経験し，長期的低迷期に突入した。第一の転換点は1830年前後であった。1827年以来継続する不況のなかで七月革命後に旧来の大きな市場が失われたことによって閑職期が長期化した。この結果，中小の経営は恒常的な経営困難に直面し，経営者間の経済力格差が拡大・固定化する一方で，労働力過剰は雇用条件の悪化（年間就業日の減少と家内労働者の増大）と賃金水準の低下をまねいた。この労働条件の分析は，労働運動史研究にとって第一義である。しかし問題はここにとどまらない。1833年にパリの仕立工は，「われわれの豊かなブルジョアたちは，労働者がいなければ何もなしえないということを，彼らの財産はわれわれ個々人の仕事によるものであるということを理解していない」として，ストライキをまず大経営者の一流店から始めた。これにたいして大経営者は運動の指導者の告訴を画策したが，一方で中小の経営者は労働者の

要求に理解を示し，逮捕者の釈放を求める行動を展開した。ここからまず，七月王政期の手工業労働者の運動を検討する際に考慮すべき問題として以下の2点を再確認したい。第一は手工業における労使の関係に関するものである。労働者のストライキのさい，大経営者と中小の経営者の対応は顕著に対立するものであった。中小の仕立業者の多くは自らも労働者とともに働く――働かざるをえない――直接生産者である。一方大規模な仕立業者は技能教育と職を「職人」に保障する旧来の「親方」ではなく，純然たる経営者にすぎない。注文服製造業者のもとの労働者雇用規模の平均値は小規模であっが，この数値を仕立産業における労使関係の基調にはおけない。経営者層は単一の社会集団を形成せず，労使の関係は彼らの父や祖父の時代（サン=キュロットとその以前）と類似するものではないのである。

第二は，伝統的手工業に従事する熟練工にとっての賃金問題は物質的条件のみに帰結できないという点である。高度な技能が生み出す価値は労働者には十分還元されず，「ブルジョアたちの財産」になるという主張＝認識である。この点に関しては今回は問題提起にとどめた。仕立工の労働観と搾取のメカニズムに関する認識については，別の機会に詳しく検討したい。

ところで上記の仕立工の主張は，自らの高度な技能を前提とするものである。本稿では熟練工の技能に関する問題として以下の2点を指摘した。七月王政期には若年労働者の技能教育は職業の要請に十分応えうるものではなく，さらには既製服生産の発展によって成年熟練工そのものの技能の低下に直面した。これは熟練工の存立基盤そのものの危機を意味する。第1にはこの事実の確認である。この危機に仕立工はいかに対処したのかという点については，今後さらに詳細な検討を試みたい。手工業生産の構造変化とともに，技能の修得とその維持・向上の問題は，手工業労働者の運動史研究にとって不可欠の一分野であろう。

労働者の技能の向上は一方では雇用者自身の利害でもある。これが第2点である。注文服製造業者は産業の長期的な低迷を前に，労働者の技能教育に積極的に取り組み，特に既製服生産の発展に対抗しうる唯一の方策として技能教育制度の再建を掲げた。質の良い製品を保障するためには質の良い労働

力を確保しなければならないとする伝統的手工業者の経営方針は，この点に関する限りでは労働者の利害と一致する。手工業における労使関係は対立的側面からのみ把握することもできないのである。

最後に再び労使の関係と仕立工の運動との関連に触れたい。1840年代の既製服生産の急激な発展を前に注文服の労使は協調関係を結んだとした。それではこの時期の仕立工の運動の基本路線は労使協調を基礎においていたのだろうか。たとえばサン=キュロットが「一人の人間に一つの仕事，一つの店舗を」とした(1)ように，雇用者との共通の利害のもとに，これと一体となった運動を展開したのだろうか。答は端的に，否である。1840年以降の仕立工は，Association Fraternelle des Ouvriers Tailleurs d'habits, Permanace, Association Générale des Tailleurs などと呼ばれる生産協同組合の結成に取り組んだ(2)。さらに，1845年には様々な職種の生産協同組合の連合体をめざすCommpanie des Industries Unies の形成に参加している(3)。これらの組合の原則は，資本=賃労働関係の廃棄と生産手段の共有に基づく生産協同組合の形成であり，サン=キュロット的な私有財産に基づく小生産者の再建ではない。このような運動の理念はどのようにして形成されたのか。それは七月王政期の仕立産業における生産構造の変化といかなる関係があるのか。これらの点については，七月王政前期のストライキ運動の分析とともに稿を改めて検討したい。

注

は じ め に

(1) Jean-Pierre Aguet, *Les Grèves sous la Monarchie de Juillet (1830–1847)*, Genève, 1954, pp. 365–66.

(2) William H. Sewell, *Gens de métiers et révolutions. Le langage du travail de l' Ancien Régime à 1848*, Paris, 1983, pp. 212–215. (*Work and Revolution in France. The language of labour from the old regime to 1848*, Cambridge, 1980)

(3) Louis Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereurses à Paris pendant la première moitié du XIX^{e} siècle*, Paris, 1985, p. 211. 19世紀のパリの人口史研については， L. Chevalier, *La formation de la population parisienne au XIX^{e} siècle*, Pairs , 1950. を参照。

(4) 詳しくは，拙稿「二月革命期のパリの労働者の社会的構成」『史苑』35－2（1975年3月）を参照。

(5) 服部春彦「18世紀末―19世紀初頭におけるフランス貿易構造の転換」『人文学報』（京大）50号，竹岡敬温「19世紀フランスの経済成長」『国民経済雑誌』（神戸）152－2を参照。

(6) C. H. Johnson, "Economic change and Artisant discontent : The tailors' history, 1830–48", p. 102. In *Revolution and Reaction. 1848 and the Second French Republic*, R. Price (ed.), London, 1975. この他に，Henriette Vanier, *La Mode et ses Métiers. Frivorités et luttes des classes*, Paris, 1960. もパリの紳士服仕立て産業の生産構造に言及している。また，北山晴一著『おしゃれの社会史』，1991年，朝日選書は，19世紀パリの服飾産業の発展を知る上で大変参考になる。ただし，労使関係についての次の指摘は問題である。「革命前から，そして革命後も，親方と職人の間には歴然たる溝があって，身分制がはっきりしていた」(82頁)。いうまでもなく「身分制度」はフランス革命によって廃止されている。「親方 patron」という呼称は残るが，これは「身分」ではない。

(7) 本稿は1979年にパリ第7大学に提出した課程博士論文 Les Ouvriers Tailleurs de Paris (1830–1848). Travail, Culture, Mouvement. (Thèse de Doctorat du 3e cycle en histoire, préparée sous la direction de Mme le Professeur Mchelle PERROT) の第一部に手を加えたものである。本来は別の形で早い時期に発表するつもりでいたが，その機会を逸し，ここに改めて加筆修正した。

I

(1) *Statistique de l'industire à Paris, résultant de l'enquête faite par la Chambre de Commerce de Paris pour les années 1847–1848*, Paris, 1851, Deuxième partie, p. 286. (以下では *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱと略す)

(2) *La Tribune*, le 17 nevembre 1833. 当紙は共和主義者の発行した日刊紙であるが，一般の労働者に紙面の一部が開放され，投稿記事が多数掲載されている。

(3) Auguste Canneva (tailleur et professeur de coupe), *Livre du Tailleur*, Paris, 1838, p. 49.

(4) 1833年のストライキの展開は以下の通りである。10月初旬から Blain，Schwartz（後述）など6名の大経営者の仕事場が順次ストライキの対象となり，20日に大経営者全体に要求書が提出された。その後29日に仕立工の全体集会が開催され，全面的なストライキに突入した。J.-P. Aguet, *op. cit.*, pp. 75—86 ; *Gazette des Tribunaux*, le 30 novembre 1833 et les 2–3 décembre 1833. 当紙には様々な裁判に関する記録が詳細に掲載され，社会運動史研究には貴重な資料である。

(5) *Journal des Tailleurs*, le 1er juillet 1832. 当紙に関しては本文で後述する。

(6) André Cochut, *Les Associations Ouvriéres. Histoire et Théorie des tentatives de réorganisation industrielle opérées depuis la Révolution de 1848*, Paris, 1851, p. 29.
(7) *Journal des Tailleurs*, le 1er juillet 1832.
(8) *Jounal des Tailleurs*, le 1er juillet 1832 ; *Délégations ouvrères à l'Exposition universelle de Londre en 1862. Rapports des Délégués Tailleurs*, Paris, 1863, p. 19.
(9) Le budget annuel d'un ouvrier tailleur, inséré dans *Le septième publication du Populaire*, 1833.
(10) Louis Huard, *Physiologie du Tailleur*, Paris, 1841, pp. 17–8.
(11) *La Tribune*, le 30 octobre 1833.
(12) *Délégations ouvrères à l'Exposition universelle de Londre en 1862. Rapports des Délégués Tailleurs*, pp. 18–19 ; *Les Associatons Professionnelles Ouvrières*, publié par l'Office du Travail, 4 vols., Paris, 1899–1904, Tome Ⅰ, p. 604.
(13) *Journal des Tailleurs*, le 1er novembre 1844.
(14) *Statistique de l'industire à Paris*, Ⅱ, p. 297 ; Lémann (négociant et confectionneur), *L'industrie de vêtements confectionés, Paris*, 1857, p. 15 ; *Journal des Tailleurs*, le 1er janvier 1845 et le 1er février 1847 ; 北山晴一, 前掲書, 第三章「既製服の展開」。
(15) 例えば, *Jounal des Tailleurs*, le 1er décembre 1844, le 24 novembre 1844 et le 1er février 1845 ; *Journal des Débats*, le 13 octobre 1844. など。
(16) Lémann, *op. cit., pp. 13–14 ; H. Vanier, op. cit.*, p. 101. ; *Journal des Tailleurs* le 1er avril 1831 et le 1er movembre 1844.
(17) *Journal des Tailleurs*, le 16 août 1833.
(18) Lémann, *op. cit.*, p. 15.
(19) *Réflexion sur le monopole des maisons de confection*, par Bévalet, 1848. [Bibliothèque Nationale Lb^{53} 597 (以下では B. N. と略す)]
(20) *Journal des Tailleurs*, le 16 janvier 1845 et le 16 octobre 1848.
(21) *Journal des tailleurs*, le 1er avril 1848.
(22) A. Canneva, *op. cit.*, pp. 23 et 27—8.
(23) *Journal des Taillleurs*, le 21 novembre 1830 et le 1er septembre 1831.
(24) *Journal des Tailleurs*, le 1er mai 1841. 北山, 前掲書, 136－7頁。
(25) *Journal des Tailleurs*, le 1er juillet 1832.
(26) *Journal des Tailleurs*, le 16 janvier 1832.
(27) Adeline Daumard, *La Bourgeoisie Parisienne de 1815 à 1848*, Paris, 1963, p. 458.
(28) *Réflexion sur le monopole des maisons de confection*, par Bévalet.
(29) Rapport adressé aux Citoyens Représentants du peuple, par la Commission centre des patrons et des ouvriers tailleurs d'habits, 1848. [Archives Nationales C 2234 (以下では A. N. と略す)]

(30) Pétition des Tailleurs d'habits à l'Assemblée Nationale, la Commission centre des patrons et ouvriers tailleurs d'habits. [A. N. C2257 (4772)]
(31) *Journal des Tailleurs*, le 1er avril 1848.
(32) Pétition des Tailleurs d'habits à l'Assemblée Nationale.

Ⅱ

(1) *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 286 ; *Journal des Tailleurs*, le 16 octobre 1848.
(2) A. Cochut, *op. cit.*, p. 28.
(3) *Gazette des Tribunaux*, le 30 novembre 1833 et le 1er septembre 1840.
(4) A. N. CC 728 dossier Quignot. この史料は1839年5月の「季節社」の蜂起に加わったいち仕立工の押収書類である。この中に政治犯のための募金リストが存在し，いくつかのアトリエについて募金に応じた人数が記入されている。
(5) *Gazette des Tribunaux*, les 2–3 décembre 1833 ; L. Huard, *op. cit.*, p. 48 ; *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 285.
(6) *Journal des Tailleurs*, le 16 octobre 1848.
(7) *Statistique de l'industire à Paris*, Ⅱ, p. 286 ; F. Le Play, *Les Ouvriers des Deux Mondes*, Paris, 1857–1885, 5vols., Tome Ⅱ, pp. 182–183 ; R. de Beauvoir, "Le Tailleurs", In *Les Français peints par eux-mêmes*, 5vols, Paris, 1840–1842, Tome Ⅳ, pp. 251–253.
(8) *Statistique l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 295.
(9) *Journal des Tailleurs*, le 16 octobre 1846.
(10) Lémann, *op. cit.*, p. 41. ; Le Play, *op. cit.*, Tome Ⅱ, p. 168.
(11) *Journal des Tailleurs*, le 16 janvier 1845 et le 1er juillet 1848 ; *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 291.

Ⅲ

(1) *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅰ, p. 49.
(2) *Journal des Tailleurs*, 1er juillet 1848 ; Organisation du travail consernant les tailleurs, par Bourely, maître tailleur [A. N. C 2233]
(3) Organisation du travail consernant les tailleurs.
(4) *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 290.
(5) A. Cochut, *op. cit.*, p. 31.
(6) Pierre Vinçard, *Les Ouvriers de Paris*, Paris, 1851, p. 153.
(7) Grignon, *Réflexion d'un ouvrier tailleur sur la misère des ouvriers en générale*, 1833. [B. N. Lb^{51} 1978]

(8) *Gazette des Tribunaux*, le 10 juin 1846.
(9) A. Cochut, *op. cit.*, p. 32.
(10) *La Tribune*, le 31 octobre 1833.
(11) Canneva, *op. cit.*, p. 93.
(12) Pierre Vniçard, "Les Ouvriers de Paris, Le Tailleur", *Travail affranchi*, le 7 janvier 1849.
(13) Ch. Place, *Hygiène des tailleurs*, Paris, 1835, pp. 85–91 et pp. 111–12.
(14) Le Play, *op. cit.*, Tome Ⅱ, p. 168
(15) Lémann, *op. cit.*, p. 41.
(16) *La Tribune*, le 5 novembre 1833.
(17) Grignon, *op. cit.*
(18) 同様の問題についてはかつて印刷工を対象にまとめた。拙稿「七月王政期のパリの印刷工ミリタン ― 労働観・労働概念・「階級意識」をめぐって ―」『北海道大学文学部紀要』38ノ2（1990年2月）を参照されたい。
(19) *Journal des Tailleurs*, le 21 novembre 1830.
(20) *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 291.
(21) *Journal des Tailleurs*, le 1er février 1847.
(22) J.-B. Coutant, "Organisation du travail", *La Ruche populaire*, juin 1844. 前掲拙稿68頁を参照。
(23) 19世紀前半のフランスの職人組合に関する邦文文献としては，谷川稔「コンパニョナージュと職能的共同体」，谷川稔，『シリーズ〈世界史への問い〉4　社会的結合』岩波書店を参照。
(24) Le Play, *op. cit.*, Tome Ⅱ, p. 189.
(25) 労働者の初等教育・技能教育問題については，拙稿「七月王政期の〈労働者文化〉の一断面」『史苑』124号（1980年3月）を参照されたい。
(26) *Statistique de l'industrie à Paris*, Ⅱ, p. 299 ; *Réflexion sur le monopole des maisons de confection* ; *Travail affranchi*, le 7 janvier 1849 ; Rapport adressé aux Citoyens Représentants du peuple par la Commission centre des patrons et des ouvriers tailleurs d'habits, 1848.
(27) *Travail affranchi*, le 7 janvier 1849.
(28) Raport adressé aux Citoyens Représentants du peuple...
(29) *Statistique de l'industri à Paris*, Ⅱ, p. 291 ; Le Play, *op. cit.*, Tome Ⅱ, p. 186.
(30) F. Sourd, *La Vérité sur la grève des Tailleurs de Paris*, Paris, 1867, p. 62.
(31) Le Play, *op. cit.*, tome Ⅱ, p. 182
(32) *Journal des Tailleurs*, le 16 octobre 1848.
(33) *Journal des Taillerus*, le 16 octobre 1848.

おわりに

(1) 1893年9月のサン=キュロット・セクションによる国民公会あての請願書。

(2) J. Gaumont, *Histoire générale de la coopération en France,* 2vols., Paris, 1924. および, *La Fraternité, La Ruche populaire, L'Union* などの労働者新聞を参照。

(3) *La Fraternité,* novembre 1846.